

平成29年6月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月29日〔木曜日〕 16時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	2番	橋口 好文
//	3番	瀬川 寅夫
//	5番	石寺 政和
//	6番	岩本 延男
//	7番	浦口 幸夫
//	9番	日高 仙三
//	10番	中村 正幸
//	11番	河本 アツミ
//	12番	南 重徳
//	13番	古田 洋美
//	14番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 荒廃農地の非農地の判断について

議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

(追加) 議案第6号 農地利用最適化推進委員候補者の選定について

○局長

皆さんお疲れさまです。

ちょっと早いですけれども皆さんお揃いですので、6月の定例総会を開会したいと思います。まず会長にあいさつをいただき、引き続き、議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、こんにちは。本日は午後からの開催ということですが、お忙しい中、出席をいただきありがとうございます

今年は遅い梅雨入りとなり、その関係で作付時に雨の量が少なく農作物への影響が懸念されたところですが、今度は毎日の雨続きで、さつまいもの作付が、まだできないところもあって、その辺の影響も懸念されるようです。

さて、先月、全国農業委員会会長大会に初めて参加をしてみました。大会における二田会長のあいさつに込められた、農業委員会活動の現場の声を訴える場として、この大会は、全国の農業委員会を代表する会長が集結することに、意義があるのだと感じたところです。

また、県出身の国会議員への要請活動におきましても、直接要請することで、国に対する働きかけが強まり、地方の現状、現場の思いを伝えることができました。

特に野村議員からは、相続未登記農地の対応策について、かなり具体的な国の動静を聞くことができました。今回の要請活動の結果等については、お手元にお配りをしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

なお、千葉の松戸市に先進地視察に行ってみましたので、後ほど報告をしたいと思います。

○議長

それでは、6月の定例総会を開催いたします。

始めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員には12番南委員と13番古田委員を指名します。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料の1ページをお開きください。今月は所有権移転3件、使用貸借権設定1件、合計4件の申請がありました。

1番です。榕城小牧野地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積2,691平米を使用貸借により10年間借り受けるものです。

2番です。下西川迎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積1,529平米を売買により所有権移転するものです。

3番です。下西川迎地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積1,124平米を売買により所有権移転するものです。

2番、3番の許可後の経営面積が7,607平米となり、下限面積の50アールを超えます。

2ページをお開きください。

4番です。立山野木地区です。台帳現況地目畑の1筆で面積14,776平米を売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積が14,776平米となり、下限面積の50アールを超えます。

以上、本件1番から4番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。続きまして担当委員の報告をお願いします。

○2 番委員

はい、2番です。番号1について、譲渡人、譲受人親子の関係でございまして、何ら、この資料のとおり相違ないということで確認をとりました。以上です。

○5 番委員

はい、5番です。番号2番、3番について報告いたします。番号2番、3番は、譲受人が同一ですので、まとめて報告いたします。

23日に譲受人と現地調査を行いました。譲渡人は、2番、3番とも土地持ち非農家の方でございまして。2番、3番は隣接した農地です。3番は、台帳は2筆でございまして、現況は1筆となっております。現在、安納いもを栽培しております。

また、譲受人の話によりますと、この農地は風が当たらないので、から床のハウスを建てたということでございまして。他、申請どおり間違いないと思います。

なお、譲受人とは電話で確認を取っております。以上です。

○11 番委員

11番です。4番について説明します。譲渡人の方とは電話で確認を取りました。譲受人とは、23日に現地で立ち会いをしてもらいました。この畑は、3、4年前までは、他の人が耕作してたのですが、もう作らないということで、現在は、荒れてはいないが草を刈る程度の状態でした。譲受人の方は、農業したことが無いということだったのですが、従弟達に機械類は全部持っている人がいるので、その人たちから借りて、その人たちの手も借りて、作っていくということでした。今年は、もう無理ですので、来年、さつまいもを植えつけるということでした。申請どおり間違いないということでした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○2 番委員

はい、番号4番についてお尋ねします。この譲受人は、農業をしたことがないということで、今年は無理で、来年から、さつまいもを作るという報告がございましたが、来年、申請してもいいのではないですか。

○11 番委員

畑も耕したりしないといけないので、今年、申請したそうです。

○2 番委員

作ろうと思えば、今年も、まだ無理じゃないんですよ。まだ、さつまいもは作れるわけです。充分、間に合うわけですから。来年といわず、今年から作れないのですか。荒れているのですか。

○11 番委員

今から、草を払って、耕していると時期的に間に合いません。3、4年前までは作っていたのですが、それから作っていない状態で、草を払っているようだがそんなにきれいではなかったです。

○2 番委員

これは、今後についても、状態を見ていく必要があると思います。よろしくをお願いします。

○議長

現状が、かなり荒れかけていたところを払っているだけということらしいので、事務局の方も、これからの進捗状況を見守っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、他に無いですので採決をいたします。議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、賛成多数ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は3ページをお開きください。

1番です。申請地は下西上石寺地区の土地5筆で、台帳現況地目畑、合計面積2,273平米であります。申請理由は、譲受人は現在、学校敷地の国道向かい側にある土地を事業用の駐車場として賃借していますが、国道を挟んでいて利便性に劣るので、申請地を求め駐車場を設置したいとのことです。土地の条件は、農振農用地区域外であり、農地規模が10ヘクタール未満の住宅が連たんする区域に近接することから、第2種農地の「市街地近接農地」に該当すると判断されます。周辺は、自己所有の自動車学校と畑、山林がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害ないと思われま

す。また、残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われま

○議長

はい、ただいま事務局の方から説明がありました。これについては昨日、現地調査が行われております。調査員の方はご苦労様でした。それでは委員長の報告をお願いします。

○7番委員

はい、7番です。昨日、私と8番委員、事務局より局長と内田氏並びに地区担当委員立ち会

いのもと、現地調査をいたしました。私の方からご報告をさせていただきます。譲受人であります種子島自動車学校の駐車場が国道の向かい側にあるため、利便性に欠ける

ということで、学校の西側にあります畑を求めて、駐車場を作りたいとの申請です。申請地は、先ほど事務局より説明もありましたように、都市計画区域内でもありまして農振地域外であります。畑は、永年耕作しておらず、一面、かやが生い茂っており、また、土も浅くて、小石もあつたり、また地形的に西風も相当あたると思いますので、畑としては良好とは言えないところでありました。2種農地ということで、許可をしてもよいとの意見の一致をいたしました。以上です。

○議長

はい、それでは続いて担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。ただいま、調査委員長が説明したとおり、何ら問題ないと思います。

スライドを見てのとおり、遊休農地となっており、遊休農地の解消にもつながることから、転用を認めてよいと思います。以上です。

○議長

はい、ただいま議案第2号について、事務局及び調査委員長並びに担当委員から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。（異議なし）

はい、異議なしの声がありました。それでは無いようですので採決をいたします。議案第2

号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。議案第3号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は4ページです。

1番です。榕城上之原町地区です。台帳地目は畑ですが、現在山林となっています。耕作したこともなく、いつ頃からかがわからないため、年月日不詳となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

2番です。現和西俣地区です。台帳地目は田ですが、昭和46年頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

3番です。現和庄司浦地区です。台帳地目は田ですが、昭和58年頃から耕作せず、現在宅地となっています。平成23年に人為的に手を加えてしまったため、顛末書及び3農家からの手を加える前から荒廃地であったことの実事確認書を添付して申請しています。交付基準3(イ)に基づいた申請です。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。これについても昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○7番委員

はい、7番です。非農地証明願い番号1について、報告をいたします。申請地は、宇新城野首です。嘉永山公園から、種子島高校の方に向かって、三叉路を現和安納線に向かうと横山に抜ける道があります。その先に左手の山沿いに、地目で畑となっている山があります。これを非農地の申請をしたいとのことで、現況はご覧のとおり山で、上の畑の、法面ではないかと思うようなところでもあります。資料の備考欄にもありますが年月日不詳と書いているように、申請人はもちろん、申請人の親も畑としての、作業をしたことがないところだそうです。交付基準1に該当すると思いますので、許可をしてもよいと思います。以上です。

次に、2について報告をいたします。申請地は現和西俣の湊川沿いの上のほうです。家が2件、倉庫、それに治山事業をしまして、この申請地のどこに田んぼがあったか一見してわからなくなっております。46年以前より、耕作してないということで、20年以上となります。交付基準2に該当すると思いますので、許可相当と判断いたします。

次に、3番の報告をいたします。申請地は、庄司浦部落の上の方で昭和58年頃から耕作せず、竹林となりまして、荒廃地となっていたようです。平成23年頃に、農業倉庫を作るため整地をしてしまい、地目が田であったことを知らなくて、人為的に手を加えてしまったため、顛末書及び荒廃農地であったことの実事確認書を添付して申請をしています。田の復元を考えた場合、もう、30年前で疏水もできないこともあり、交付基準3に該当すると思いますので許可してもよいと思います。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。それでは続いて担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。非農地証明願いについて番号1です。スライドのとおり道路沿いの法面ですけど、現況は見てのとおり山林です。調査委員長の報告どおりです。この道路をつくるときの残地ではなかったかという話も立会人等から出ていました。間違いないので認めていいと思います。以上です。

○10 番委員

10 番です。番号 2・3 について説明いたします。ただいま、調査委員長が説明したとおりです。間違いありませんので、非農地として認めていいと思います。

○議長

はい、ただいま事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。これについて、質疑のある方挙手をお願いします。

無いようですので採決をいたします。議案第 3 号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第 3 号「非農地証明願いについて」は、非農地として承認することにいたします。

○議長

続きまして、議案第 4 号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 4 号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は 5 から 11 ページです。

今月は 114 筆、合計面積 125,833 平米を提案させていただいております。担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかを御報告ください。

なお、今回の申請に上がっている分につきましては、平成 28 年の利用状況調査を実施していただいた際に、赤シールの B 判定をいただいたところを中心となっております。以上です。

○議長

それでは、担当委員の調査報告をお願いします。

○2 番委員

はい、1 番から 3 番までが原野です。4 番が畑、5 番から 10 番まですべて原野です。以上です。

○3 番委員

はい、3 番です。24 日に現地を確認いたしました。11 番から 15 番までがすべて原野でした。以上です。

○4 番委員

はい、16 番・17 番が原野です。それから 18 番から 27 番まで山林です。

○5 番委員

はい、5 番です。28 番から私の担当地域外ということで、場所がわからなかったものから、地域の住民にお願いしまして、一緒に同行してもらい調査を行いました。28 番から 33 番まで原野、34 番・35 番は畑、36 番から 39 番まで原野、40 番から 44 番まで山林です。

○6 番委員

はい、6 番です。45 番が原野、46 番が畑、47 番・48 番が原野、49 番から 51 番が山林、52 番が原野、53 番・54 番が山林、55 番が原野、56 番が山林、57 番から 59 番が原野、以上です。

○7 番委員

7 番です。60 番・61 番は山林です。以上です。

○8 番委員

8 番です。62 番から 68 番まで原野、69 番が畑、70 番から 85 番まで原野です。畑です。

○9 番委員

9 番です。86 番は原野、87 番が山林です。以上です。

○11 番委員

88 番・89 番原野です。以上です。

○12 番委員

12 番です。90 番から 92 番原野、93 番から 100 番まで山林、101 番から 103 番まで原野です。以上です。

○13 番委員

はい、13 番です。104 番から 106 番まで原野です。以上です。

○14 番委員

14 番です。107 番から 110 番が原野、111 番が山林、112 番が原野、113 番が山林、114 番が原野、以上です。

○議長

はい。ありがとうございます。ただいま事務局及び担当委員の方から説明がありました。これについて、質疑のある方は挙手をお願いします。はい、無いようですので、ただいまの報告のとおり決してよろしいか承認をする方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第 4 号については、委員報告のとおり非農地として承認し、所有者に非農地通知を発行いたします。

○議長

続きまして議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 5 号「農用地利用集積計画策定に係る意見聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権の設定を説明いたします。1 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。期間が平成 29 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日の 2 年間、地目畑、面積 6,411 平米、うち更新分 6,411 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が平成 29 年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日の 3 年間、地目田、面積 846 平米、うち更新分 846 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

3 段目です。平成 29 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日の 5 年間、地目畑、面積 10,839 平米、利用権の設定をする者 2 人、受ける者 2 人です。

内訳については 1 の 2 ページを、詳細については、1 の 3 ページから 1 の 8 ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。平成 29 年 7 月 1 日に所有権移転するものです。地目畑、面積 19,767 平米、所有権を移転する者 4 人、受ける者 4 人です。

内訳については、2 の 2 ページを、詳細については 2 の 3 ページから 2 の 13 ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。3 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。平成 29 年 8 月 1 日から平成 34 年 7 月 31 日の 5 年間、地目畑、面積 15,596 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が平成 29 年 8 月 1 日から平成 39 年 7 月 31 日の 10 年間、地目畑、面積 7,896 平米利用権の設定をする者 2 人、受ける者 1 人です。

内訳については、3 の 2 ページを、詳細については、3 の 3 ページから 3 の 5 ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。「利用権の設定」整理番号1番から4番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。番号1番について説明します。25日に借人と現地調査を行いました。貸人は、兵庫県在住でございます。電話で確認を取っております。借人は安納いもを中心に栽培する認定農家の方でございます。更新ということで、何ら問題はないと思います。

なお、借地料につきましては、米2俵ということでした。以上です。

○11番委員

11番です。番号2番と3番について説明します。利用権の設定を受ける者は2番も3番も同じでしたので、23日に立ち会いをお願いしました。安城の字二石と土戸というところで、2カ所とも、安納いもを植え付けてありました。利用権の設定をする方達とは電話で確認を取っております。申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○14番委員

14番です。整理番号3番について、説明します。利用権の設定する人は、市役所を退職した方です。利用権の設定を受ける人は、和牛を飼っている者であります。6月22日に電話と現地確認をいたしました。間違いありませんでした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いいたします。異議なしの声がありましたので、それでは採決いたします。「利用権の設定」1番から4番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、利用権の設定1番から4番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続いて、所有権の移転1番から4番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。「所有権の移転」整理番号1について説明いたします。譲渡人は兵庫県明石市に在住する方で、電話で連絡したんですが、なかなか連絡がつかなくて、昨日の朝、やっと譲渡人から連絡がありまして、申請どおり間違いはないということでした。以上です。

○7番委員

はい、7番です。番号2について報告いたします。申請地は、3筆とも武部地区内の畑でありまして、譲受人が永年借りていた畑です。今度、譲渡人の意向によりまして、売買の申請となったようです。譲受人は認定農家で、生産牛50頭他、安納いもを作る認定農家の方です。

譲渡人は、武部出身で埼玉県在住の方でして、先々も種子島に帰る予定はないということで、残りの田畑もありますので、この田畑の処分も考えているようです。申請どおり間違いありません。以上です。

○9番委員

はい、9番です。番号3・4につきまして報告をいたします。まず番号3ですが、所有権を移転する者は、鹿屋に在住の土地持ち非農家となっております。所有権の移転を受ける者は、安納校区で園芸、畜産を中心とする大規模農家で農地所有適格法人の認定農家であります。これは相手方の要望ということで、去年の暮れに安納校区内の認定農家が、農業をやめるということで、島を離れたわけですが、その方の宅地も移転を受ける者が購入いたしました。そのそばにある隣接する農地でありまして、これは相手方の要望で買ってこれということで、今回の申請になったところです。70平米が法面となっておりますが、一部法面ということで今回の

申請になっております。

続きまして4番ですが、所有権を移転する者は、桜が丘に住んでおります土地持ち非農家です。移転を受ける者は、やはり園芸を中心とした、認定農家で農地所有適格法人です。

これも移転する者の実家を購入いたしまして、そこに隣接する畑でありまして、以前はちょっと荒れてきておりましたが、移転を受けるこの農地所有適格法人が、きれいに整地をして、今、安納いもを植付けているところです。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

はい、無いようですので採決をいたします。「所有権の移転」整理番号1番から4番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、「所有権の移転」整理番号1番から4番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

次に「利用権の設定 農地中間管理事業分」について審議いたします。これについて、質疑のある方は挙手をお願いします。無いようですので、採決します。「利用権の設定 中間管理事業分」について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、利用権の設定 中間管理事業分については原案どおり承認し意見を市長に送付します。

○議長

続きまして、追加議案、議案第6号「農地利用最適化推進委員候補者の選定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

ご説明いたします。追加議案書をご覧ください。議案第6号「農地利用最適化推進委員の選定について」でございます。

本案は、農地利用の最適化をよりよく果たせるようにするために改正農業委員会法が平成28年4月1日より施行されたことに伴い、西之表市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第6条に基づき、農地利用最適化推進委員を選定しようとするものでございます。それでは、農地利用最適化推進委員の募集、委嘱についてご説明いたします。

今回の法改正により、農業委員会は推進委員を委嘱するときは、あらかじめ農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推進を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならないこととなっております。

これまでの経緯としまして、平成28年12月議会において西之表市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正を行い、その第3条において、推進委員の定数を13人とすることを定めております。この条例制定を受け、平成29年1月5日から2月1日の期間で募集を行い、ホームページによる公表を行ったところでございます。

また、推進委員の委嘱につきましては、新体制移行後の農業委員会総会において決定、委嘱を行うわけですが、その前に推進委員の候補者の選定について、本総会においてご意見をいただこうとするものでございます。追加議案の資料の候補者の一覧をご覧くださいながら、先日本配りをしておりますので、お目通しいただいていると思いますが、この一覧表に基づきまして、候補者について、ご意見をいただければと思いますのでよろしくご意見をいただきます。以上です。

○議長

事務局のほうから説明がありました。13名の定数に対し、13名の公募があったところでございますが、皆さんの方から意見をいただきたいと思っております。ありませんか。

○7 番委員

13 番目の一般募集からの武田さんですが、この人が立山となるわけですか。

○事務局

はい、お答えします。ご覧のとおり、定数 13 名ちょうどで、募集がなされております。

今、7 番委員からありましたように、募集の際、希望地域を選定しております。その結果、全ての校区に配置がされておりました、立山校区からの推薦がいただけなかったということでございます。一般募集の方で、武田さんの方が希望地域として、現和、立山、安納が入っておりますので、必然的に立山の方を担当していただくということになろうかと思っております。以上です。

○議長

よろしいでしょうか。ほかに、無いようですので、意見をまとめます。

議案第 6 号については、原案どおり推進委員の候補者として選定することにご異議ない方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第 6 号については、原案どおり推進委員の候補者として選定をいたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇 田 峰 佳 

12 番委員 南 寧 徳 

13 番委員 吉 田 洋 美 

